

大河原町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定しました

高齢者福祉計画▶高齢者の積極的な地域参画を目指します。
 介護保険事業計画▶高齢者が地域で暮らし続けることができる自立と介護予防に取り組みます。



【高齢者施策の基本理念】

『つながりを大切に健やかな心とからだで暮らせるまち』

健やかな心とからだで、いつまでも健康で活動的な生活を続けられるよう、健康づくりやフレイル予防、介護予防などの取り組みを促進するとともに、生活の支援や介護が必要となったときに必要な公的な支援やサービス提供体制を充実させるなど、幅広い支援の仕組みを充実させていきます。

第9期計画期間の介護保険料（所得段階別）

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階に応じて設定されます。第6期計画から第8期計画まで標準の所得段階は9段階でしたが、本計画（第9期）から標準の所得段階は下表のとおり13段階となります。なお、第1～第3段階については、公費による軽減措置が適用されています。

所得段階別の介護保険料（令和6～8年度）

| 区 分 | | | 保険料率 | 介護保険料（円） | | |
|-------|----------------------|-----------|--|--------------------------------------|-----------|---------|
| | | | | 月額 | 年額 | |
| 第1段階 | 本人が住民税非課税 | 世帯非課税 | 生活保護、老齢福祉年金受給、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 | 基準額×0.455 | 1,820 | 21,840 |
| | | | 軽減措置：0.285 | 1,140 | 13,680 | |
| | | | 第2段階 | 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下 | 基準額×0.685 | 2,740 |
| 第3段階 | 本人が住民税非課税 | 世帯課税 | 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える | 基準額×0.690 | 2,760 | 33,120 |
| 第4段階 | | | 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 | 基準額×0.900 | 3,600 | 43,200 |
| 第5段階 | | | 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える | 基準額×1.000 | 4,000 | 48,000 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税 | | 本人の前年の合計所得金額が120万円未満 | 基準額×1.200 | 4,800 | 57,600 |
| 第7段階 | | | 本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満 | 基準額×1.300 | 5,200 | 62,400 |
| 第8段階 | | | 本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満 | 基準額×1.500 | 6,000 | 72,000 |
| 第9段階 | | | 本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満 | 基準額×1.700 | 6,800 | 81,600 |
| 第10段階 | | | 本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満 | 基準額×1.900 | 7,600 | 91,200 |
| 第11段階 | | | 本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満 | 基準額×2.100 | 8,400 | 100,800 |
| 第12段階 | | | 本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満 | 基準額×2.300 | 9,200 | 110,400 |
| 第13段階 | 本人の前年の合計所得金額が720万円以上 | 基準額×2.400 | 9,600 | 115,200 | | |

問合せ先▶福祉課介護保険係（1階⑦番窓口） ☎ 53-2115

大河原町地域福祉計画を策定しました

【地域福祉計画基本理念】

『「参加」と「支援」を組み合わせた、地域福祉の仕組みづくり』

生活しているすべての住民がお互いに助け合い、支援を受けられるよう「地域福祉の仕組みづくり」を目指すものとし、地域共生社会の実現に向けた取り組みについて地域住民と本町の役割を示した「大河原町地域福祉計画」を策定しました。

なお、本計画と関連性の高い「大河原町再犯防止推進計画」、「大河原町成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定しています。

詳細につきましては、配布しました「大河原町地域福祉計画 概要版」をご覧ください。

大河原町第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第7期障がい児福祉計画を策定しました

【障がい者計画基本理念】

『だれもが安心して、自分らしい生き方を選択できるまちおおがわら』

健やかな心とからだで、いつまでも健康で活動的な生活を続けられるよう、健康づくりやフレイル予防、介護予防などの取り組みを促進するとともに、生活の支援や介護が必要となったときに必要な公的な支援やサービス提供体制を充実させるなど、幅広い支援の仕組みを充実させていきます。

第4次 障がい福祉計画（計画期間：令和6年度～令和11年度） ～障害者施策全般に関する基本的な考え方や方向性を示す計画～

| 施策の展開 | |
|------------------|--|
| 目 標 | 方 針 |
| ①お互いを理解し、支え合うまちへ | ①病気や障がい及び障がい者への理解の普及 ②障がい者の権利擁護と虐待防止の推進 |
| ②安心して暮らせるまちへ | ③相談支援と情報提供の充実 ④医療環境と療育体制の充実 ⑤生活支援と支え合い活動の充実 ⑥防災対策の充実と安全な地域づくり |
| ③みんなが参加できるまちへ | ⑦障がい児の保育と教育の充実 ⑧障がい者の自立を支える環境づくり |

第7期 障がい福祉計画（計画期間：令和6年度～令和8年度） ～障害福祉サービス、地域支援事業の利用に関する計画～

| 令和8年度の成果目標 | | | |
|-----------------|---------------------------|---------------------|----------------|
| ①施設入所者の地域生活への移行 | ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | ④福祉施設からの一般就労移行 |

第3期 障がい児福祉計画（計画期間：令和6年度～令和8年度） ～障害児支援に関する提供体制の整備目標を示す計画～

| 障がい児支援の提供体制確保の基本方針 | | | | |
|--|------------------------------|---|----------------|-----------------------------------|
| ●障がい児本人の最善の利益を考慮し、障がい児の健やかな育ちを支援。 ●専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援。医療的ケアが必要な障がい児の円滑な支援体制の構築。 ●障がい児のライフステージに沿って、継続的で一貫した支援を提供する体制の強化。 ●障がい児への支援を通して共生社会の形成。 | | | | |
| 令和8年度の成果目標 | | | | |
| ①児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 | ②児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | ③医療的ケア児センター（都道府県ごと）の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 | ④相談支援体制の充実・強化等 | ⑤障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築 |

問合せ先▶福祉課社会福祉係・障害福祉係（1階⑤番窓口） ☎ 53-2115